

平成30年12月14日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
7番	石橋	義博	20番	中島	富定
8番	伊井	渡	21番	森	茂生
9番	牛島	孝之	22番	栗山	徹雄
10番	萩尾	洋	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	25番	樋口	安癸次
13番	中島	信二	26番	川口	誠二

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	安博
事務局参事兼次長	秋山	勲
主任	服部	敬
書記	信國	美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副市	長	中園	昌秀
副市	長	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	石井	稔郎
企	画	井手	勇一
市	民	松尾	一秋
健	康	坂井	明子
建	設	松延	久良
教	育	永溝	弘幸
総	務	野田	勝広
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
地	域	平	武文
税	務	丸山	隆
市	民	栗秋	克彦
福	祉	白坂	正彦
子	育	平島	英敏
建	設	山口	英二
上	下	溝上	啓之
人	権	橋本	秀樹
黒	木	井上	秀樹
立	花	中島	強
上	陽	井上	明
矢	部	木田	博徳
星	野	江頭	弘之

議事日程第6号

平成30年12月14日（金） 開議 午前10時

日 程

- 第1 委員長報告
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第2 議案上程・説明
- 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決

本日の会議に付した事件

第1 委員長報告

議案第84号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第5号）

請願第5号 北朝鮮拉致事件に関する教育の充実を求める請願

第2 議案上程・説明

第3 議案審議

議案第87号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第6号）

議案第90号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）

議案第91号 平成30年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）

議案第92号 平成30年度八女市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第93号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

議案第94号 平成30年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第95号 平成30年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第96号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

委員会提出議案第5号 主要農作物種子法に代わる新たな法律の制定を求める意見書

委員会提出議案第6号 主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。委員長報告書、追加議案、委員会提出議案、提案理由書をタブレットに配信いたしておりますので、御了承願います。

ただいま出席議員数は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書きの規定によりタブレットに配信をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 委員長報告

○議長（川口誠二君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案第84号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（大坪久美子君）

皆様おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました議案第84号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第5号）の審査の結果及びその概要について御報告いたします。

本特別委員会は、2回の全体会を開催し、各分科会委員長の報告を受け、採決した結果、議案第84号を全員賛成で可決したことをまず御報告いたします。

以下、各分科会から報告を受けた主な点を申し上げます。

まず、総務文教分科会でございます。

1点目は、基金の現在の状況について、平成29年度末の決算で203億円、平成30年度末で180億円程度になる見込みであることの報告がございました。

2点目は、基幹系システム改修委託料について、元号改正に伴うシステム改修に関連して追加計上が必要になったこと。

3点目は、市税過誤納金の還付の主な原因について、法人住民税の予定申告から確定申告に係る流れでの還付金が半分強を占めていること、また、個人住民税で過年度分の扶養追加等の申告による還付金が多いことなどの報告がございました。

次に、厚生分科会でございます。

1点目は、就労継続支援A型及びB型の利用者数について、A型のサービスの決定者数が118名、就労継続支援B型が240名であることの報告がございました。

2点目は、就労継続支援A型の支援の基準についてでございます。

平成29年度より新規事業所の指定をする際の基準の中に、「給与総額を超える事業収益を

上げること」が盛り込まれ、新規事業所にとってはかなりハードルが高くなった。実際に事業所を指定する県も対策を講じており、平成29年度より事業収益と賃金の総額のバランスのとれていない事業所については、経営の改善計画書を提出することが義務づけられているとの報告がございました。

3点目は、地域介護・福祉空間整備等事業補助金について、この時期に計上された理由として、9月当初に認知症高齢者グループホーム等の防災関係の整備事業等について募集されたため、この時期になったことの報告がございました。

次に、建設経済分科会でございます。

荒廃森林の整備事業の現在の状況及び今後の見通しについて報告がございました。

平成20年度から平成29年度までの10年間で、今までの荒廃森林再生事業が終了し、平成30年度からは新たな制度として、今後10年間で荒廃するおそれがある森林について整備工事を行うこととなった。

平成29年度までの事業としては、荒廃森林として特定された面積が4,376ヘクタール、そのうち事業実績は4,066ヘクタール、残りの300ヘクタールほどは所有者不明などのため実施できなかったものである。平成30年度からは、将来荒廃するであろう森林に対して調査をかねながら強度間伐を行っていくとの執行部からの説明について報告がございました。

以上が各分科会から報告を受けた主な点でございます。

なお、全体会における討論はございませんでした。

議会におかれましても、よろしくお願いを申し上げまして、予算審査特別委員会の委員長の報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託されました請願第5号 北朝鮮拉致事件に関する教育の充実を求める請願を議題といたします。

本案について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

総務文教常任委員会に付託されました請願第5号 北朝鮮拉致事件に関する教育の充実を求める請願について、審査いたしました概要及び結果について御報告申し上げます。

審査に当たり紹介議員より、本請願について、人権侵害である北朝鮮拉致事件を風化させないための教育を充実されるよう、委員会、議会側からも対応していただきたいとの趣旨の説明を受け、具体的な項目は請願表に記載の要旨2項目であります。

審査の中で委員より、アニメ「めぐみ」が教育現場で進まない理由はとの質問が出され、それに対し紹介議員からは、カリキュラムの時間等の問題があると考えているが、法律改正により、教科となる道徳の時間にアニメの活用等を実施していただきたいとの説明がありました。

次に、上映用のDVDを配布されているが、どの程度上映されているのかとの質問に対し、紹介議員からは、全国的な活用状況は把握していないが、八女市の小中学校でも、全校ではないが、何らかの形で利用されているとの説明がありました。

次に、学校現場に踏み込み外部から求めることに問題はないのかとの質問に対し、この拉致問題を人権侵害の観点から捉えれば、日本国民にとって大きな問題であるため、議会が関与することにはならないと説明がありました。

質疑後の討論では、反対討論が1件、賛成討論が1件ございました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、請願第5号については賛成多数で採決することに決しました。議会におかれましても、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上、当委員会に付託されました請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

○21番（森 茂生君）

この請願に反対の立場で討論を行います。

この請願は、1番目に人権教育など、学校教育において北朝鮮拉致問題を取り扱うこととなっております。

学校教育は、学習指導要領に基づいて行われておりますけれども、この学習指導要領は、学校教育法、そして、学校教育法施行規則に基づいて定められております。そのため、学習指導要領の評価についてはいろいろ論議はありますけれども、全体として法的拘束力を有すると判断されているようです。

その学習指導要領において、人権教育をどう行うかについては規定されております。その規定に基づいて、既に八女市の学校現場におきましても十分に人権教育は行われていると理解しております。したがって、人権教育をどう行うかはあくまで学習指導要領にのっとり、各校の自主的判断のもとで行われるべきものであると考えます。議会から特定の人権教育を行うよう求めるのには疑問が残ります。

2番目に、アニメ「めぐみ」の教育現場における活用を市内の各学校において積極的に行うこととなっております。

文部科学省は、子どもの特性を伸ばし、地域に開かれた特色ある学校づくりを実現するためには、校長がみずからの教育理念や教育方針に基づき、自主的、自立的な学校運営を行うことが必要であると述べております。

中央教育審議会答申、「新しい時代の義務教育を創造する」にも、学校が主体的に教育活動を行い、保護者や地域住民に直接説明責任を果たしていくためには、学校に権限を与え、自主的な学校運営が行われるようにすることが必要であると述べております。このアニメは、全国の小中高3万7,000校に配布され、活用されているのは7.8%と報道されております。アニメの活用が進まないからといって議会から活用を求めることは、学校の自主的、自立的な学校運営を損なうおそれがあります。このアニメを活用するかどうかは、あくまでも学校の自主的判断に委ねられるべき問題であると思います。

以上の理由によりこの請願に反対をするものです。議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いしまして討論を終わります。

○9番（牛島孝之君）

私は賛成の立場で討論をいたします。

これはけさ取りましたものですが、（資料を示す）「横田めぐみさんの母・早紀江さん、拉致被害者の早期救出訴え」と。北朝鮮に拉致され、41年がたった横田めぐみさんの母、早紀江さんが、都内で集会に参加し、頑張っているはずと娘への思いを語りました。今月10日から16日までは、北朝鮮人権法で定めた北朝鮮による人権侵害を啓発する週間であります。確かに学校教育の自由というのはあるかもしれませんが、国家的犯罪である拉致、一番人権侵害だろうと思われまます。そのことを、今言われましたように、全国

で7.2%ほどしかしていない。文科省は約4万枚のビデオをしております。時間的にはこれは25分のドキュメンタリーアニメだそうです。このことを、7.2%だから、教育の現場は自由だからでなくて、国家的犯罪によって拉致された41年、13歳の中学1年生ですよ。その方が、ある国、もうわかっておりますけれども、北朝鮮、あっちの国は認めたんですから。どうしてか取り戻す。まだまだ取り戻せないけれども、やはり取り戻すため、あるいは日本国民が、このめぐみちゃんの拉致を忘れないために、ぜひ教育現場で、幾ら自由があろうとも、自由の中にも何でもかんでも自由じゃなくて、やはり国家的犯罪についてはきちっと子どもたちに、青少年、児童生徒に教えると、あるいは、これは児童だけじゃなくて社会教育の問題でもありますし、日本国民がきちっとこの問題を知り——知らない方もおるかもしれません。もう一度原点に返って、13歳の子どもさんが拉致されて41年であります。教育の現場に押しつけではありませんけれども、せつかく文科省からこういう25分のドキュメンタリーというのが出ていますので、ぜひ道德教育、そういうところでやっていただきたい。確かに教育の自由等がありますけれども、何でもかんでも自由じゃなくて、やはりこういうことは国民全体、全ての国民が、こういう拉致があっている、実際、今も続いているということを理解していただいて、学校等に7.2%、八女市はまだパーセントは高いと思いますけれども、やはり25分のアニメですので、ぜひ道德等で利用していただきたいと思っております。

それと、最後にですけれども、亡くなられた俳優の津川雅彦さんがポスターでこうっておられます。「必ず取り戻す、拉致」ということで言うておられますので、日本国民がこの拉致問題を風化させないように、忘れないようにするためには、このアニメを有効に、学校現場、あるいは社会教育の現場で利用していただきたいと思えます。

以上で賛成の討論を終わります。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

請願第5号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第2 議案の上程・説明

○議長（川口誠二君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案10件、委員長から議案2件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略をし、議案第87号から委員会提出議案第6号まで、計12件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

改めまして、おはようございます。12月定例会も本日が最終日となりました。今日まで議会において御協力をいただきましたことを改めて感謝を申し上げる次第でございます。ことしもあとわずかです。新年を迎えることとなります。どうかひとつ12月定例議会最後までよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

平成30年第5回八女市議会定例会において、報告3件及び議案10件を御承認いただき、まことにありがとうございます。今定例会に、さらに10件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議案第87号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の期末手当について年間で0.05カ月分の引き上げを行うとともに、平成31年度から6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を均等にするものでございます。

なお、この改正に伴い、八女市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、議員の期末手当についても同様の引き上げとなるものでございます。

議案第88号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律などの一部を改正する法律の施行に伴い、宿日直手当、勤勉手当の支給率及び給料表を改定するものでございます。

宿日直手当については、4,400円に引き上げを行い、勤勉手当については、年間0.05月、再任用職員も含めて引き上げを行うものでございます。

また、平成31年度から、6月期及び12月期に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を均等にするものでございます。

あわせて、別表第1及び別表第2の給料表を改定するものでございます。

なお、附則において、この条例は平成30年4月1日から適用することとしております。

次に、議案第89号から95号まででございます。

議案第89号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第6号）から議案第95号 平成30年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

今回の補正は、特別職の給与等に関する条例及び八女市職員の給与に関する条例の一部改

正に基づく給与改定などによる人件費の補正でございます。一般会計ほか6会計で、人件費は39,759千円の増額となります。

歳入につきましては、一般会計は前年度繰越金、各特別会計は一般会計繰入金、水道事業会計は内部留保資金で調整を行っております。それぞれの議案の最後に給与費明細書を掲載しておりますので、ごらんください。

議案第96号 固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、現委員である松尾努氏が、本年12月23日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

御承知のとおり、固定資産評価審査委員会は3人の委員をもって組織され、任期は3年です。その職務は、固定資産税課税台帳に登録された価格に関し、審査申し出があった場合に、中立的、専門的な立場から審査決定するものでございます。

松尾氏は、人格、識見ともにすぐれ、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者として長年にわたり固定資産関係業務に携わっておられ、固定資産評価審査委員会委員として適任であると存じます。

議会におかれましても、よろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。議会におかれましては十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（川口誠二君）

次に、建設経済常任委員会委員長の説明を求めます。

○建設経済常任委員会委員長（石橋義博君）

委員会提出議案第5号 主要農作物種子法に代わる新たな法律の制定を求める意見書及び同第6号 主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書について一括して提案理由を申し上げます。

主要農産物である米、麦、大豆の優良な種子を安定的に生産し、供給することを国の果たすべき役割と定めた法律が本年4月1日に廃止されました。これにより、都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏づけがなくなり、今後、種子価格の高騰や地域条件等に適合した品種の生産、普及などが衰退してしまうのではないかと不安が広がっています。よって、国会及び政府においては、国民の食料安定確保のため、種子を国民の共有財産として守り、次世代に引き継いでいくために、同法にかわる新たな法律の制定を求め、福岡県においては、現行の種子生産、普及体制を生かし、本県農業の主要農産物の優

良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために、同法にかわる県独自の条例を制定されるよう求める意見書をそれぞれに提出するものでございます。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（川口誠二君）

以上で議案の上程を終わります。

日程第3 議案審議

○議長（川口誠二君）

日程第3. 議案審議を行います。

議案第87号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○5番（高橋信広君）

まず1つが、昨年この議案は出されておると思いますが、昨年については、「国家公務員の特別職の給与改定に準じて」ということとあります。ことしの提案理由については、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、」という表現に変わっておりますが、これは違うのか同じなのか、これについてお答え願います。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

昨年と提案理由の書き方が違うということでございますけれども、今回、国会での議決が11月28日にありまして、その後、11月30日に公布施行という形になっております。その後、こちらのほうに提案をさせていただいたということで、法律番号まではっきりわかった時点での提案となりましたので、ほかの条例案などと同じような形で、法律の改正に伴ってという形で書かせていただいたところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

ということは、この理由についての「準じて」、あるいは「伴い」とありますが、法的根拠、これについてお伺いいたします。

○人事課長（牛島新五君）

法的根拠ということですが、地方公務員の給与につきましては、基本的に、国あるいは地方公務員法の中で、国、地方公共団体、その他民間企業等の実績等に基づいて給与を決定するという規定がございまして、特別職も同じ内容となっておりますので、そういったところに準じての改正となっております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

具体的な法的根拠は多分ないと思います。

もう一つお聞きしたいのは、特別職と一般職の大きな違い、端的なことでもいいんですけど、どう違いますか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

公務員につきましては、一般職と特別職とございまして、一般的な職員についてが一般職となっております。そのほか特別職につきましては、市長、副市長、そういった特に専門的な業務の内容が限られた職につくと、そういったところで役割が分けられているところでございます。

以上です。

○5番（高橋信広君）

ちょっと違うような、私の認識では、やっぱり特別職というのは、市長を初め、市長、副市長、教育長、それから我々議員、選挙が絡んでいますよね。市民の方から選ばれた、もちろん副市長については市長が任命された方、そういう方々、それ以外が一般職と私は捉えていますか、違いますか。

○議長（川口誠二君）

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開します。

○人事課長（牛島新五君）

お答えします。

法の適用、任用根拠が違うというところでございます。

○5番（高橋信広君）

任用根拠が違う。ということは、今の私の言ったこととほぼイコールと理解していいんですか。

○総務部長（石井稔郎君）

地方公務員法の第3条に非常勤特別職の条項がありまして、その後、特別職の規定が、今、人事課長が申し上げたような内容がございます。それと、一般職の常勤の任用根拠も、地公法の中にはたしか第17条だったと思いますけれども、そういったところで、地方公務員法の

任用の根拠の条文が違うということが一般職と特別職の大きな内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（高橋信広君）

次に行きます。

今回のこの議案を出されるに当たりまして、八女市には、特別職報酬等審議会がありますが、ここには諮っていただいていますか。

○人事課長（牛島新五君）

給与改定につきましては、特別職報酬等審議会のほうにはかけておりません。

以上です。

○5番（高橋信広君）

今回、期末手当はありますけど、期末手当も、給与、もしくは報酬の一部と私は認識しているんですが、特別職報酬等審議会というのは、変更があるとき、一円でも変わるときは、やっぱりその承認、あるいは審議をかけると、それから、答申をいただくというのが筋と思うんですが、これについてはいかがお考えですか。

○人事課長（牛島新五君）

特別職報酬等審議会につきましては、市長の諮問を受けて開催をしております。したがって、こういう人事院勧告に基づいた給与改定については、ほぼ毎年行われるというところもございまして、市長の諮問を受けずに、市長の諮問は特にございませぬので、こういう審議会は開催せずに、こちらの条例案という形で提案をさせていただいているところでございます。

以上です。

○5番（高橋信広君）

実は、私もこういうことは全国あるのかどうか、ちょっと調べてみたんですけど、埼玉でしたら、さいたま市、草加市、和光市、それから、蓮田市とか、吉川市、熊谷市と、結構やっぱり条例の中に、条例を変更するときには必ずこの審議会にかけるという条文が入ってまして、毎年審議されていると出ていました。八女市もそういう方向で御検討はこれからしていただくようにぜひお願いしたいんですが、すぐお答えはできないかもしれませんが、見解をお聞かせください。

○総務部長（石井稔郎君）

特別職報酬等審議会には、決まった定額の報酬をそこに載せておりまして、そもそものその報酬を変更する場合には審議会にかけてということになります。今、人事課長申し上げましたように、今回は人事院勧告に関しましての期末手当の改定ということですので、そちらのほうに法律の根拠がございましたので、それによって改定をさせていただいております。

今、議員からいただいた意見ですけれども、そういった他市の事例があるということは今聞きいたしましたので、それにつきましては、執行部としても中身を調査させていただきたいと思っています。

○市長（三田村統之君）

高橋議員の質問については、人事院勧告、国の制度で決められたことについては、諮問は今後もしないことになるだろうと思います。ただし、それ以外のことでどうしても必要な場合というのは、それはあると思いますので、その判断は私のほうでしていきたいと思っています。

○5番（高橋信広君）

先ほどから一般職、特別職の話をしていますが、特別職というのは、基本的にやっぱり選挙が絡んでいるというか、市民の意見、市民の目というのが非常にありますので、できれば行政の中で、一般職の方が特別職を決めるということになりますと、市民の方から見たらそんなくじゃないかということにもつながりかねませんので、できたら公平さを保つ、できるだけ第三者機関の中で決めるというのが私は筋と思いますので、それを申しまして質問を終わります。

○21番（森 茂生君）

今、高橋議員がいろいろ言われましたけれども、私も大体、高橋議員と同じような考え方ですけれども、今、総務部長は、人事院勧告にのっとり、勧告が出たからというようなことを言われていますけれども、必ず従わなくてはならないのかどうか、お尋ねします。

○総務部長（石井稔郎君）

この議会の中でもやりとりさせていただいたと思いますが、人事院勧告にのっとりまして、給与については提案をさせていただいておりますし、過去につきましてもそうでありますので、今回も人事院勧告に準拠いたしておるところでございます。

○21番（森 茂生君）

私が調べた範囲内では、一般職は当然、人事院勧告にのっとり給与改定をするべきだと思っていますけれども、人事院勧告に特別職は入っていないと私は理解しています。そこから辺確認しますけれども、特別職も人事院勧告に縛られるということですか。

○人事課長（牛島新五君）

地方公務員の特別職に当たる部分の職については、人事院勧告の中にも記載があるものがございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

いや、私はちょっと違うと思います。また改めてこれは勉強し直しますけれども、確認の

ためお伺いしますけれども、今後の改定によってその対象者となる役職は誰と誰なのか、お尋ねします。

○人事課長（牛島新五君）

直接こちらの改正によって影響が出るのは、市長、副市長、教育長でございます。それと、特別職の条例を引用している議員報酬についてもこちらの影響を受けるものでございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

わかりました。例えて言うなら、もしこれが可決されれば、例えば、議員でいいんですけども、金額にして幾らになりますか。

○人事課長（牛島新五君）

議員お一人の増額の額としましては、22,137円でございます。

○21番（森 茂生君）

私も高橋議員が言われましたとおり、八女市の特別職報酬等審議会、ちゃんとあります。これにちゃんと書いてあります。審議会は市長の諮問によって云々ですけれども、確かにここの中に給与表がありますので、給与そのものをいじるときは当然開かれるだろうと、それは理解しています。しかし、期末手当にしても、例えば、税金申告する場合も、給与の総額としてするわけです。ですから、例えば、極端な話、給与を下げて期末手当を上げてプラス・マイナス・ゼロにする場合も、見かけは非常に安くなったように見受けられますけれども、期末手当で補うならプラス・マイナス・ゼロになるわけです。ですから、これは一体のものとして考えないと非常におかしくなると思います。ですから、これを切り離して、こっちだけはかける、期末手当はもうこっちに準じてやるというのは、私はおかしいと思います。ですから、先ほど人事院勧告で縛られるかどうか、私の判断では、特別職は縛られないと理解をしています。ですから、これはもう一度勉強し直して、再度、後の機会にお伺いします。

以上です。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○5番（高橋信広君）

私は議案第87号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

特別職の期末手当は、報酬、あるいは給与の一部であり、これを引き上げるか、引き下げるかする場合は、第三者機関である特別職報酬等審議会に諮って決定すべきであり、現在の手続による決定方法では市民には理解が得られないと考えます。よって、私は手続上の問題がある議案第87号に反対いたします。速やかに対策を講じていただくことを強く求めて討論を終わります。

○21番（森 茂生君）

私も反対の立場で討論を行います。

今まで特別職の給与は人事院勧告の実施にあわせ改定が行われることが通例になっておりますけれども、どうしても疑問があります。地方公務員の賃金は国家公務員の賃金や人事院勧告に準拠して決められるものに対し、特別職の給与は、自治体の予算、人口、面積、その他自治体特有の条件を基礎に決められるべき性格のものであると理解しています。人事院勧告には特別職は含まれておらず、特別職の給与、期末手当も含め、本来であれば報酬等審議会において諮問されるものではないでしょうか。そもそも職員給与に引きずられて、引き上げたり、引き下げたりするような性格のものではないと理解をしております。さらには、住民の合意も得ながら決定されるべきものだとして理解をしております。市民生活は非常に厳しいものがあると思っております。

1つの指標としまして、決算資料で税金の滞納人数が3,670人にもなっております。この人数は税金だけですけれども、他の公共料金を入れればさらに滞納者はふえるわけです。ほとんど払いたくても払えないというのが現状ではないでしょうか。市民の目線で見ると、特別職の給与の値上げは適正でないとする次第です。

以上の理由により議案第87号には反対するものです。

○8番（伊井 渡君）

同じく議案第87号に関しまして、反対の立場で討論をいたします。

私、一般質問等でかなり述べてまいりましたが、人事院勧告とは、国会が国家公務員給与を審議、決定する際の単なる資料でありまして、八女市は全く反映をしておりません。いずれにしても、八女市内の給与所得者の水準に比例をしていなければ市民の納得は得られないと思います。また、ここには市内の給与所得者の給与状況がよくなった、また、よくなったといううわさも聞きませんし、また、そういった資料も添えられておりませんので、私としましては納得がいきません。

以上、簡単ですが、反対討論といたします。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第88号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

ちょっと疑問点がありますので、お聞きいたします。

第16条、現行、宿日直勤務を命ぜられた職員には次に掲げる宿日直手当を支給すると。これが宿直手当1人1夜につき2,300円、日直手当1人1日につき2,300円、ただし、半日の場合は1,150円。これが改正案におきましては、宿直手当1人1夜につき4,400円、日直手当1人1日につき4,400円、ただし、半日の場合は2,200円。ほぼ倍額になっておりますが、この宿直、あるいは日直、要するに、本庁の場合は宿直の方はおられます、各支所にもおられると思いますけれども、この宿日直とはどういうものをまず宿日直というのか、教えてください。

○人事課長（牛島新五君）

宿日直勤務についてですけれども、こちらは正規の勤務時間以外に職員のほうが、平日の夜間、あるいは閉庁日に、宿直、日直として勤務するというものでございまして、具体的には八女市職員の勤務時間、休暇等に関する規則に記載がございまして、まずは庁舎、設備、備品、書類等の保全、それから外部との連絡、それと文書の收受、それと庁内の監視を目的とする勤務ということで、断続的な勤務ということになっております。こちらの勤務につきましては、基本的に議員おっしゃったとおり、シルバー人材センターとかに委託をしておりますので、ほぼ発生する機会はないんですけれども、平成26年に一度、矢部支所のほうで当直の方が入れないという事態がございまして、3日間職員が勤務をした実績がございました。そのときに支給をしたという実績がございまして、今後もそういうことがないとは言えないということで、今回こちらの改正をしたところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

そういうふうで、今はシルバー人材センターより各本庁、支所には宿直の方がおられますので、めったにないことだろうと思いますけれども、現行の2,300円、改正が、さっき言い

ましたようにほぼ2倍、この2,300円というのはいつごろ決められた金額でしょうか、お聞きします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

八女市におきましては、昭和62年にそれまでの1,600円から2,300円に改正をされて、それ以後ちょっと改正がなされていないということでございます。これは先ほども申しましたとおり、ほとんど委託業者のほうでお願いをしているということだったと思いますけれども、実は国のほうでは平成6年が3,300円、平成7年が3,400円、その後、平成11年まで続けて改正が行われていまして、国としては4,200円という実態になっておりました。ですから、国としては200円の増額となった改正ではございますけれども、八女市においてはその間ずっと改正をしておりませんでしたので、2,100円の増額になる改正になったものでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

逆に4,400円が高いとかやなくて、やっぱり時給の最低賃金、それでいってもいいんじゃないのかと思いますので、これが高い安いじゃなくて、どういう場合に該当するのかということでお聞きしました。これで終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○8番（伊井 渡君）

議案第88号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

今定例会の一般質問でも述べましたように、やはり市職員さんの給与等は、法律的な観点からしましても市内給与所得者水準が適正であり、そうでなければ市民の納得は得られないと思います。

また、議案第87号においても申しましたとおり、市内において市内の給与所得者の給与水準がよくなった、そういった話、ほとんど聞きませんし、また、市内の給与所得者の給与水準がよくなったという明確な資料も添えられておりませんので、私としましては納得いきません。

以上、簡単ですが、反対討論といたします。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第89号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第90号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決することに決しました。
議案第91号 平成30年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。
本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決することに決しました。
議案第92号 平成30年度八女市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第93号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第94号 平成30年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第95号 平成30年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第96号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第96号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、委員会提出議案第5号 主要農作物種子法に代わる新たな法律の制定を求める意見書及び委員会提出議案第6号 主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書、以上2件を一括議題といたします。

両案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

両案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、両案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。
両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第5号及び委員会提出議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま可決されました2件の意見書につきましては、地方自治法第99条の規定により関係行政庁に提出いたしますので、御了承願います。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成30年第5回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 川 口 誠 二

八女市議会議員 牛 島 孝 之

八女市議会議員 三 角 真 弓